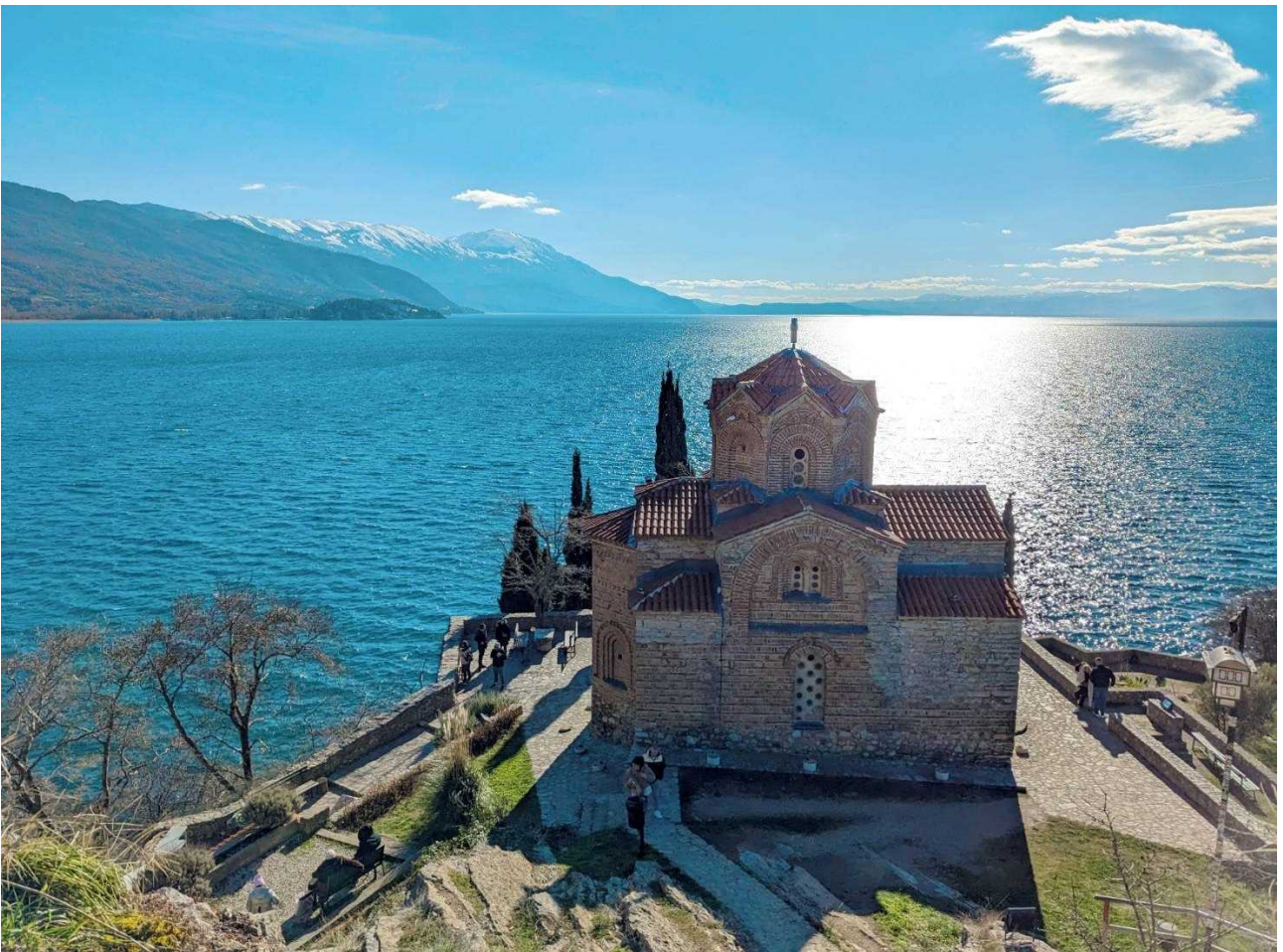


安全な生活のために



2024年版

在北マケドニア日本国大使館

目次

1. はじめに	1
2. 防犯の基本的な考え	1
防犯の心構え.....	1
最近の犯罪発生状況	1
3. 防犯対策	2
(1) 住居に関する防犯対策	2
(2) 外出時の防犯対策	2
(3) 公共交通機関での防犯対策.....	3
4. 自動車運転関連	4
(1) 運転するための条件、携行書類.....	4
(2) 運転上の注意事項	4
(3) 駐車の際の注意事項	4
(4) もし事故にあったら	5
5. テロ情勢	5
(1) テロ対策.....	5
(2) 誘拐対策.....	5
6. 緊急事態対処	6
(1) 緊急時連絡先.....	6
(2) 平時・緊急時の行動	6
(3) 地震への備え.....	7
付録1 緊急時に備えてのチェックリスト.....	8
付録2 緊急時に役立つ表現.....	9
付録3 海外旅行保険加入のおすすめ	10
付録4 海外安全アプリについて	11
付録5 たびレジについて.....	12

1. はじめに

近年、海外で生活される邦人の方の増加傾向に伴い、邦人の方が事件や事故に巻き込まれるケースが増加しています。この手引きは、当地に滞在する皆様の手助けとなるよう、防犯に対する注意事項などまとめたものです。犯罪には、予め防犯意識を持っていれば被害を未然に防止できたと思われるものもあります。日本で生活していた時と同じ感覚で生活していると油断が生じやすくなり、事件や事故が発生することもあります。このため、皆様一人一人が「海外」にいることを十分に認識し、安全に対する「意識」と「知識」を持つことが何よりも大切です。

2. 防犯の基本的な考え

海外で生活するにあたっては、まず、自身と家族の安全は自身たちで守るという心構えが必要です。「目立たない」、「用心を怠らない」、「行動のパターン化を避ける」という三原則を心掛けた上で、以下のような点に留意してください。

- (1) 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重する。
- (2) 危険と思われる場所、デモや集会には近づかない。夜間の外出は控える。
- (3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。また、人に見せない。
- (4) 見知らぬ人を安易に信用しない。
- (5) 薬物には絶対に手を出さない。
- (6) 犯罪にあつたら生命の安全を最優先する。

【北マケドニアは安全？】

一般的に治安がよいとされている北マケドニアですが、実際はどうなのでしょう？当地での犯罪の発生状況は次の表のとおり、日本と比べると窃盗や薬物犯罪の発生頻度が高くなっています。犯罪に巻き込まれないためにも十分に用心する必要があります。

最近の犯罪発生状況

	2017年		2018年		2019年		日本(2022年)	
	発生件数	人口10万人あたり	発生件数	人口10万人あたり	発生件数	人口10万人あたり	発生件数	人口10万人あたり
殺人	25	約1件	19	約1件	22	約1件	817	約0.6件
傷害	146	約7件	156	約7.5件	161	約7.5件	15,845	約13件
強姦	55	約2.5件	31	約1.5件	35	約1.5件	1,401	約1件
窃盗	16,551	約795件	16,248	約781件	13,969	約671件	148,122	約119件
強奪・強盗	55	約2.5件	53	約2.5件	43	約2件	1,060	約1件
薬物犯罪	629	約30件	977	約47件	1,082	約52件	12,621	約10件

出典：北マケドニア内務省統計（2019年が最新）、警察庁（日本）「令和4年の刑法犯に関する統計資料」

3. 防犯対策

(1) 自宅での注意事項（侵入窃盗など）

- 物件選定の際は、不動産業者を利用するなど家主が信用できる人物であるかを確認する。
- なるべく上層階を選び、地上階など侵入者がアクセスしやすいフロアは避ける。
- 下記の防犯設備が備え付けてある物件が好ましい。
建物入口扉がオートロック式、監視カメラ、カメラ付インターホン、ドアスコープ、消火設備、非常階段等の防災設備
- 集合住宅に住んでいる場合は、エントランスを開ける時は周辺に不審者がいないか確認する。
- 空き巣被害は年末年始、夏休み期間中に急増するため、不在の間もあえて電気をつけたままにしておくなど狙われない対策が必要です。
- 車の盗難や車上荒らしも発生しています。ドアロックは必ずして、車内の見える位置に貴重品等を置いたままにしないことが大切です。

【その他の注意点】

- スペアキーを玄関マットや植木鉢の下などに置かない。
- 感知式ライトを設置する。
- 長期に不在になるときは、留守であることが分からないように気をつける。
例：家主に不在期間を報告して注意を促す、SNSに一般公開でアップしない
- パソコンや貴重品などは窓から見える場所に置かない。

(2) 外出時の注意事項

- 比較的安全だと言われている場所でも、夜間は様子が異なります。可能な限り夜間の一人歩きは避けるようにして、明るく人通りの多い通りを選んでください。
- 「ながらスマホ」や、イヤホン等で外部の音を遮断すると、周囲の様子に注意が及ばず、大変危険です。
- 多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしてください。カード類と現金は別にしておきましょう。
- 万一の場合に備えて、出かける前に家族や友人などに行き先を告げておいてください。
- 不審な人物に遭遇した場合はできるだけ離れてください。
- トラブルに巻き込まれた際は、安全第一で過剰に抵抗しないようにしましょう。

置引き

海外旅行者からよく耳にするのが、置引きなどの窃盗被害です。レストランにおける席確保やトイレのため離席中など荷物を席に置いたままにするのはやめましょう。

- カフェ、レストランなどでは、バッグは膝の上や常に視界に入る場所に置くようにしてください。
- ホテルにおけるチェックインの際もロビーに荷物を置いたまま離れるのは危険です。
- 犯人は、あなたが、どこに財布をしまっているか、近くで様子を窺っているかもしれません。
- 友人と一緒にだからといって安心せず、自分の所持品は自分でしっかりと管理してください

すり

写真撮影中や横断歩道で信号待ちをしていたところ、その際に、背負っていたバックパックのチャックを開けられ所持品を盗まれる事案も海外ではよくあります。

- 老人や子供連れのすりグループによる窃盗被害もあります。路上で人に声をかけられたとき、特に相手が複数の場合は、警戒心を解かないようにしてください。
- 人込みの中ではバックパックを身体の前に掛けて視界内に入れておいた方が安全です。
※パスポートを紛失された方は、紛失した場所と時間を思い出すとともに、最寄の警察署へ出頭の上、被害届をご提出願います。その後、大使館にて旅券紛失手続きを行って下さい。

ATMの利用

当地のATMは日本と異なり、基本的に路上にむき出しで設置されているものが多く、操作中も周囲に気を配る必要があります。

- 人気のない場所のATMは避け、出来るだけ銀行内にあるATM利用する。
- 混んでいても比較的人が多い場所や防犯カメラが設置されているATMを利用する。
- ATM利用中も頻りに背後や周辺を警戒する。不審な人物が近くにいる場合は別のATMに移動する。

薬物犯罪

北マケドニア国内における薬物犯罪も最近増加傾向にあります。

- もし勧められても絶対に手を出してはいけません。薬物所持・服用は犯罪です。
- 禁止薬物ではなくとも、海外では睡眠薬等が混入した飲み物を女性が飲まされ、性犯罪の被害に遭うという事件も発生しています。バーなどでは自分の飲み物から目を離さず、他人から受け取った飲み物は口にしてはいけません。

(3) 公共交通機関利用時の注意事項

- スリ防止のため、常に所持品に気を配ってください。
- 電車やバスの車内では運転手の近くに座ることをお勧めします。
- タクシーについては、マケドニア広場等の観光地やホテル前などに、不当に高額な料金を請求するタクシーが見られます。タクシーを利用する際は、ホテルのフロント、レストラン等を通じて手配する方が安心できます。また流しのタクシーでも車体にライセンスステッカーが貼られているか、メーターが設置されているかを乗車前に確認することをお勧めします。
- スコピエ国際空港からスコピエ市内までのタクシーは定額制です。料金はスコピエ国際空港のHPから確認できます。事前予約は不要で、タクシーレーンに停車中のタクシーに直接乗車することができます。

4. 自動車運転関連

北マケドニアは、交通事情や運転マナーが日本と比べるとかなり悪いいため十分な注意が必要です。

(1) 運転するための条件

日本の運転免許証所有者が北マケドニアで（レンタカーを含む）車を運転するためには以下の書類を携行する必要があります。ただし、以下の書類のみで運転が可能となるのは入国後6ヶ月以内の者に限られます。

- (1) 日本の運転免許証
- (2) 日本で発行された国際運転免許証
- (3) パスポート

(2) 運転上の注意事項

- 交通ルールを遵守してください。（道路標識や道路標示を予め確認しておきましょう）
- 道路整備は進んでいるものの、路面が陥没している箇所があります。
- 信号待ちの際、一方的に窓を洗い金銭を要求してくる人達があります。不要であれば近づいてきた時点でジェスチャーで相手に意思表示をしましょう。
- 整備不良車が多く、法定速度超過や乱暴な運転が多いです。
- 冬季には冬タイヤ装着が義務づけられていますが、これを守らない車が多いため、積雪時や路面凍結時に事故が多発しています。
- 道路照明灯の明るさが不十分かつ未設置の箇所があります。視程が短いため、車間距離を充分にとってください。
- 万が一事故に遭った際は、警察に連絡してください。警察の現場検証が終了するまで車両の移動は控えてください。事故当時の対応が後の当局による取調べや民事訴訟に影響を及ぼします。安易な示談に応ずることなく、直ちに警察官の臨場を求める必要があります。また事故現場の写真は忘れずに撮るよう
にしてください。
- 飲酒運転や薬物を使用しての運転は絶対にしないでください。飲酒運転などにより事故を起こした場合、厳しく処罰されるとともに、保険の適用を受けることができなくなります。
- 長距離を運転する場合は、必ず早めに休憩を取るようになしてください。
- シートベルトは同乗者全ての着用が義務付けられています。また、チャイルドシートに関しても、子供に合ったものを使用することが義務となっています。
- 運転中の携帯電話の利用は禁止されています。

(3) 駐車の際の注意事項

- 短時間でも車を離れる際には、必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをしてください。
- 車内には貴重品だけではなく、バッグ、サングラス、小銭なども放置しないようにしてください。外から目に付く場所にこれらの物を置いていると、盗み目的でガラスを割られるなどの被害に遭う危険性が高くなります。
- 車は人目につきやすく明るい場所や防犯カメラが設置されている場所に駐車することをお勧めします。
- スコピエ中心部の駐車場の多くは有料です。利用前に有料駐車場かどうかを確認するようにしてください。違法駐車は頻繁にレッカー車が回収しており、罰金が発生します。

(4) もし事故に遭ったら

① 負傷者の救護

何よりもまず人命第一です。負傷者がいる場合は直ちに救急車の手配をします。

② 警察への通報

事故発生時は警察に通報してください。場合によってはその場で相手が示談を求めてくることも考えられますが急いで要求を飲む必要はありません。まずは警察に通報し、現場検証をしてもらうことが重要です。

③ 相手側情報の聴取

- ・住所、氏名、生年月日、電話番号、ライセンスナンバーなど
- ・車両番号、メーカー、車種、塗色
- ・相手の加入保険会社名及び連絡先

④ 車の損傷状況の確認、現場写真の撮影

⑤ その他

- ・現場に臨場した警察官の所属、氏名、連絡先など
- ・目撃者などの住所、氏名、電話番号など



5. テロ情勢

(1) テロ対策

世界各国でテロに関連する事件が起きており、従来以上に安全に注意し、海外安全情報及び報道などにより最新の治安についての情報の入手に努めるとともに、改めて危機管理意識を持つことが必要です。

北マケドニアでは、2020年12月に国内でのテロ計画容疑により、8名の男性が逮捕されました。2019年2月にもテロを計画していたとして数名が逮捕されています。

○新聞、テレビ、インターネットなどを通じてテロ情勢に関する最新情報の収集に努めてください。
(テロに関する情報は「[海外安全ホームページ](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でご覧いただけます)

(2) 誘拐対策

誘拐事件は頻繁には発生していませんが、次の点に注意してください。

- 外出の時は、行き先や帰宅予定時間を家族に知らせる。また、可能な限り複数人で行動する。
- 家族全員が緊急の電話番号を覚えるようにしておく。
- 誘拐された場合は、無用の抵抗や挑発をしない。

6. 緊急事態対処

(1) 緊急時の連絡先

1 1 2 (警察・消防・救急)

犯罪、火災、救急はいずれも「112」番に通報します。

まず警察、消防、救急の別を告げ、その後、状況を伝えてください。

その他、日本大使館と各地区警察署の情報は以下のとおりです。

【在北マケドニア日本大使館】

住所：Filip Vtori Makedonski 3, Soravia Center, Floor 6, 1000 Skopje

代表番号：+389-(0)2-3118-063

夜間休日電話番号：+389-(0)70-247-040

+389-(0)70-246-957

警察署名	住所	電話番号
センター警察署	St.Dame Gruev bb	02-3222-013
ビット・パザール警察署	Vojdan Cernodrinski num.31	072-334-211
キセラ・ヴォダ警察署	St.Krushevska republika num.17	072-334-351
カルポシュ警察署	St.Ivan Agovski num.3	072-334-411
ガジ・ババ警察署	St.Jani Lukrovski bb	072-334-511
ジョルチェ・ペトロフ警察署	Bul.Makedonska Vojska bb	02-2031-171
チャイル警察署	St.Butelska num.17	02-2613-042
アエロド롬警察署	Bul.Srbija bb	02-2432-362
ドラチェボ警察署	St.Branko Zarevski bb	02-2794-111
ペトロヴェツ交番	St. 1 bb v.Petrovec	02-2561-144
アラチノヴォ交番	St. 1 num.2 v.Aracinovo	02-2570-333
ミルコフツィ交番	St. 2 num.208 v.Mirkovci	02-2667-575
サライ交番	Village Glumovo bb	02-8201-038

(2) 平時・緊急時の行動

【平時の準備と心構え】

○在留届の提出

緊急事態が発生した場合、当館は在留届に基づき安否確認や情報提供を行います。

必要な連絡が行えるよう、当地に3ヶ月以上の滞在を予定される方は必ず在留届を大使館に提出してください（オンラインでの提出も可能）。また、既に届出済みの方で、在留届の記載事項（居住地や電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合や、帰国される場合は、必ず変更届を提出してください。

○一時避難場所の確認

普段より自宅からの避難経路や移動手段を確認しておいてください。

○緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

旅券、現金等必要最低限のものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいてください。

緊急時に備えて、予め10日分の非常食料品、水、医薬品、ラジオ、懐中電灯等を準備しておいてください。緊急時に備えてのチェックリストは付録1のとおりです。

【緊急時の行動】

○情報収集

緊急事態発生時には、様々な情報が錯綜する事が予想されます。テレビ・インターネット・ラジオなどから信頼できる情報を収集した上で冷静な行動を心掛けてください。

○連絡手段の確保

当館から逐次連絡いたしますので、可能な限り連絡手段を確保してください。

○国外退去の際

国外に避難すべき事態になった場合は、可能な限り定期商用便が運航しているうちに、あるいは安全な陸路で国外に退避してください。その際、出国する旨当館へお知らせ下さい（当館への連絡が困難である場合には、所属企業・本邦留守宅から日本国外務省（海外邦人安全課：+81-(0)3-5501-3311）に通報するよう努めてください）。

○危害が及んだ場合

ご自身やご家族または他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及んだとき、または及ぶ恐れがある場合は、迅速に当館にお知らせください。

（3）地震への備え

1963年、スコピエ地震が発生し1,000人以上が犠牲となり、120,000人以上が家を失いました。当地は活断層地帯に位置しているため、今後もこのような大地震が発生する可能性はあり得ます。前触れなく発生する自然災害に冷静に対処するには、普段の準備と心構えが必要です。

常日頃からできる対策として、以下が挙げられます。

- ① 避難先を意識しておくこと
- ② 離散した場合の集合場所を決めておくこと
- ③ 自身の職場や大使館等の最新の連絡先を常に保管しておくこと
- ④ 非常用物資を備蓄しておくこと
- ⑤ 長期間不在にする場合は友人や大家にその旨伝えておくこと

一般的に大きな地震が発生した場合は、電話回線・インターネット回線が不通となり家族や知人に連絡が取れない事態が発生することが想定されます。当地でも過去に起きたような大地震が再び発生する可能性もあることから、滞在中は当地行政機関や報道などによる情報発信に日頃から関心を持ち生活することが重要です。なお、日本大使館は自然災害情報を入手した場合、在留邦人の皆様に迅速に情報提供いたします。皆様方の安全・安心のため、連絡先の基礎データとなる「在留届」あるいは「たびレジ」の提出を是非ともご励行願います。また、災害発生時は在留届の情報に基づき安否確認を行いますので、在留届の登録情報に変更がある場合は速やかに変更いただきますようお願い致します。

付録 1

緊急事態に備えてのチェックリスト

旅券等

- ・ 普段から旅券には 6 ヶ月以上の有効期間が残存していることを確認しておくこと。
- ・ 6 ヶ月未満となった場合には、当大使館で更新申請をすること。なお、当館には旅券作成機が整備されておりません。旅券は外務本省で作成され、当館へ送達されますが、申請から交付までは最低2週間を要します。
- ・ 旅券最終頁「所持人記載欄」は漏れなく記載し、下欄の血液型を確実に埋めておくこと。
- ・ 外国人登録証明書、滞在許可証は有効で、且つ、いつでも持ち出せる状態にしておくこと。

現金、貴金属、預金通帳、有価証券、クレジットカード

- ・ 旅券同様にすぐに持ち出せるよう保管しておくこと。
- ・ 家族全員が 10 日間生活出来る程度の生活費を、また航空券購入に必要なための費用を最低限、用意しておくこと。

自動車

- ・ 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくこと。
- ・ 燃料は、普段から十分な量を入れておくこと。
- ・ 車内には常時、懐中電灯、地図、方位磁針、ティッシュ、飲料水等を備えておくこと。
- ・ 自動車をお持ちでない方は、近くに住む自動車の所有者と普段から連絡を取り、必要な場合に同乗出来るよう相談しておくこと。

非常用食糧等（飲料水、缶詰、インスタント食品や保存食、米、パン等）

- ・ 暫くの間自宅待機する場合を想定し予め調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で 10 日間程度生活出来る量を準備しておくこと。
- ・ 避難する際には、インスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを携行すること。

医薬品；常備薬、外傷薬、衛生綿、包帯、絆創膏等

ラジオ：NHK 海外放送（ラジオ・ジャパン）BBC 等の短波放送が受信出来る電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにして下さい）。英語放送：6155KHz

衣類・着替え（長袖、長ズボン。動きやすく華美なものでないものが望ましい。避難先となる欧州地方は一日の温度差が大きいことから、寒暖差に対応できる服装が望ましい。）

履物：動きやすく、かつ厚底、頑丈なもの

洗面用具：タオル、歯磨きセット、石鹸など

その他：懐中電灯、予備バッテリー、ライター、蠟燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急には椅子用クッション）、厚手の帽子

付録 3

海外旅行保険加入のお勧め

海外旅行中、たとえ万全の注意を払っていても、事件や事故に巻き込まれる可能性はゼロとはいえません。また、健康に自信があっても、海外では日本と違う環境でのストレスや疲労により、思いがけない病気にかかる可能性もあります。

列車やバスなどの交通事故に、いつどこで巻き込まれるかわかりません。

北マケドニアを含む海外の医療費は高額な場合が多いので、こうした予期できないトラブルに備え、海外旅行保険には必ず加入しておくことをお勧めします。

詳しい保険内容については、海外旅行保険を取り扱っている保険会社にお問い合わせください。

なお、クレジットカードには海外旅行傷害保険特約のついたものもありますが、保険の限度額やサービス・条件の範囲はカードにより異なりますので、内容をよく確認しておくことをおすすめします。

付録 4

海外安全アプリについて

外務省では、スマートフォン（iOS 及び Android）向けの「外務省 海外安全アプリ」を平成 27 年 7 月 1 日に公開しました。

このアプリは、海外で自然災害やテロなどの事件が発生し、日本人が巻き込まれるケースが後を絶たないことから、海外にお住まいの方や海外旅行や海外出張されている方に、海外安全情報をより身近にご利用いただくために開発しました。

平成 26 年運用を開始した外務省海外旅行登録「たびレジ」とともに、ご自身やご家族の安全のために是非ともご利用ください（無料）。

「海外安全アプリ」でできること

1. スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の渡航情報を表示することができます。
2. 希望する国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する渡航情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができます。
3. オフラインでも各国・地域の緊急連絡先を確認することができます。

付録5

たびレジについて

外務省は、平成 26 年 7 月 1 日より、海外旅行者向けに、外務省海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。

「たびレジ」は、2013 年 1 月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を教訓に、「在留届」提出義務の対象となっていない 3 か月未満の短期渡航者(海外旅行者・出張者)にも現地での滞在予定を登録していただき、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的とするものです。

登録は任意で、外務省ホームページに新設する専用サイトに必要事項（旅行日程、滞在先、連絡先など）を入力することにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能となります。

海外へ行かれる際の安心・安全のため、国民の皆様「たびレジ」へのご理解と登録をお願い致します。

(参考)

- 在留届：旅券法第 16 条により、海外に 3 か月以上滞在する場合に、管轄の在外公館に、身分事項とともに住所や電話番号、緊急連絡先を届け出ることを義務づけています。
- 「たびレジ」システム導入にあわせて、外務省海外安全ホームページのメールサービスについても、今まで設定できなかった国・地域単位からの選択や配信期間の指定が行えるようになりましたのであわせてご利用ください。